

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正による少人数学級の早期実現及び少人数加配指導教員の維持・拡充並びにこれらに伴う教室整備等のための補助制度の創設・拡充を一体的に行うことを求める意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第19号）の施行により、公立小学校第1学年の学級編制の標準は35人に引き下げられ、同法附則において、同第2学年から第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の必要な措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずること、これに必要な安定した財源の確保に努めること等も併せて規定された。

これを受けた少人数学級の導入により、学校や教員がきめ細かに対応することが可能となり、保護者からの信頼感の高まりや家庭との緊密な連携が図られた。また、子どもたちの学習意欲の向上や子どもたちが落ち着いて学校生活が送れる等の効果に結びつくものである。

平成24年度の小学校第2学年の35人以下学級の実施に当たっては、学級編制標準の改定は行わず、教員の加配措置による対応とされたところであるが、本来、少人数指導の目的と少人数学級制度の目的が異なることから、少人数加配指導教員の維持・充実を図りつつ、小学校第2学年以降の学級編制の標準の改定に伴い必要となる教職員定数の改定を実施する措置を講ずることが必要である。

また、併せて、全国の公立学校施設のうち建築後25年以上を経過した施設が大半を占める、特に昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒急増期に整備した学校施設の老朽化が深刻な状況にあり、大規模改修等が喫緊の課題となっている市町村が多い中で、小中学校全学年35人以下学級編制に対応する上で、不足する教室の増築など、施設整備のための市町村の費用負担は非常に大きいものがあることから、教室整備等に係る補助金の創設・拡充などが必要である。

よって、稲城市議会は、国及び東京都に対し、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を行うことにより、少人数加配指導教員の維持・充実を図りつつ、学級規模の縮小に必要な教職員定数の改定を行い、小中学校全学年35人以下学級の早期実現を図ること、及びこれに伴う教室整備等に係る補助金の創設・拡充などの財政的裏付けを行う措置を一体的に講ずるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年6月28日

稲城市議会議長 田 中 繁 夫